

令和5年度あなたの声まとめ (FAX・Eメール含む)

令和6年3月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1055	3/1	メール	要望	消防団に関する規則の改正が必要です。第1条に消防組織法第23条第2項を挿入されたい。第12条中の許可を命令に改正されたい。	①令和6年4月1日に本規則第1条に「消防組織法」第23条第2項を挿入し改正を予定しています。 ②消防組織法第18条第3項と本規則の趣旨は同様であるという認識から改正は行いません。	消防本部総務課
1056	3/2	メール	要望	市内で保育士として働いています。私立園に勤め始めたら10万円もらえるというのを見ました。何年勤めても給料は全く上がらないし、ボーナスもコロナ禍になったときにコロナを理由に減らされました。10万円はとてもありがたいが、なぜ節目にしかもらえないのか。給料は上がらない、だからみんな辞めていくんだろうと思います。今5年目で4月から6年目になります。この場合はもらえるのか、と色々不安です。毎年もらえるようにしてほしいです。	就労して6年目とのメール内容から、対象になる可能性はあると思われます。本事業の支給対象となる条件は、いくつか挙げられますが、基本的には、常勤の保育士の方を支給対象として考えています。支給要件は新年度に詳細な要項を提示します。 今後、所属の園(所)を通じて、対象者の確認作業を行う予定をしておりますので、ご協力をお願いします。 なお、本施策については、保育士等の早期離職防止の観点から事業化されているものであることから、就労実績(年数)による基準を設けているところです。 日々の業務がいかにか大変であるかは、現場の声を聞く機会を設けるなどして把握に努めているところですが、この度の処遇改善をはじめ、現場で働く皆様の負担軽減を図るための一助となるよう、他の施策も検討しております。	保育支援室
1057	3/5	メール	要望	公立中学校の特別教室にエアコンがない。子どもが、真夏の体育後に特別教室で授業が続き、帰宅後、熱中症	特別教室へのエアコンの設置については、学習環境の向上及び健康管理上から必要と認識しており、設置に向け計画的に順次進めているところです。	教育総務課 学校支援課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>状がでたことがある。夏が来る前にエアコンをつけるか、他の対策をしてほしい。</p>	<p>市内学校の特別教室へエアコン設置をするには、膨大な費用を伴うものであり、限られた予算の中、市内全校一度に設置することは難しい面がございます。</p> <p>エアコンが設置されるまでは、学校とも連携共有し、体育及び特別教室での連続した授業を避けるなど、子どもたちの健康管理に配慮した環境を提供できるよう検討していきたいと考えます。</p> <p>今後もより良い学校の教育環境となるよう取り組んでまいります。</p>	
1058	3/12 他 10 件	メール	要望	<p>上げ馬神事について 他 10 件</p>	<p>令和6年2月22日に多度大社におきまして記者会見が行われ、今年の5月4日・5日の多度祭において上げ馬神事が開催されることが発表されました。昨年の祭り以降、馬への虐待行為にあたるのではないかとのご意見を多くの方からいただいております。寄せられた全国からのご意見は、多度大社や参加自治会などの関係者が集まる会議で伝えさせていただいております。</p> <p>昨年12月までに馬術や動物愛護の専門医を入れた会議を実施し、専門家の意見を踏まえた改善内容を3月25日に三重県教育委員会に提出しています。開催について懸念を抱かれる方も多いたとは存じますが、改善内容として壁の撤去、坂を緩やかにすること、監視体制の強化などが明記されています。</p> <p>市としては、馬にも人にも安全な祭りであることが大切だと考えております。当然ながら改善案を示しただけで問題が解決したわけではありませので、着実に実行されるように三重県・三重県教育員会とともに必要な指導を行っていききたいと考えております。</p>	ブランド推進課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1059	3/19	メール	質問	<p>桑名市陽だまりの丘 3 の市有地 1.4 ヘクタール売却の件について、使用用途不明での売却を予定していると聞きました。何を建てるのか、何を置くのか、騒音、匂い、汚水など、全く問題ないのでしょうか。売却地の付近に住んでおり、今後の生活に不安があるため、使用用途の確認をしていただきたいです。</p>	<p>桑名市陽だまりの丘三丁目 501 番市有地売却について回答させていただきます。</p> <p>この土地は都市計画法において、用途が第 1 種住居地域に指定されております。この第 1 種住居地域は、住居の環境を守るための地域であり、住宅や 3,000 平方メートルまでの店舗、事務所、ホテルなどが建築可能な地域となっております。</p> <p>今後、購入者は、この用途内で計画を行っていただいたうえで、都市計画法、建築基準法などの各種申請をいただき、行政で審査を行うこととなります、また、騒音、匂い、汚水などについても各種法令に基づき対応させていただきます。</p> <p>「今後の生活に不安」とお声をいただいておりますが、しっかり行政で審査を行っております。</p>	土木課
1060	3/31	メール	質問	<p>経年劣化で外壁のひび割れや風災による屋根の雨避けシートのめくれ、塗装のハゲなどが多く見られるようになり、修理と外装を塗り替えることにしました。築年数は 20 年以上経過の一戸建てです。桑名市での補助金などの制度はありますか。</p>	<p>申し訳ありませんが、「外壁の修理・塗装」単独の補助金制度はございません。また、昭和 56 年以前に建築された木造住宅に対して行う耐震補強工事+リフォーム（機能向上を目的とする）工事の補助制度はありますので、条件（「昭和 56 年以前に建築」、「耐震診断の結果、評点が 0.7 未満」等）に当てはまるようでしたらご検討いただければと思います。無料耐震診断制度もございますので併せてご検討ください。なお、こちらの補助制度の受付開始は 5 月 7 日からを予定しております。</p>	都市計画課